

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、関電プラント株式会社（所在地 大阪府大阪市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 7 月 4 日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 松浦 千恵
電話 025-370-6650（課直通）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
関電プラント株式会社	大阪府大阪市北区本庄東2丁目9番18号

2. 指名停止措置期間： 令和7年7月4日～令和7年10月3日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

上記有資格業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分（22日間）を受けた。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」
別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内